

①「生涯学習きっかけ作り塾」運営規約

- (名称)
第1条 この塾は「生涯学習きっかけ作り塾（以下「当塾」という）」と称する。
- (目的)
第2条 当塾は、市民の「知・徳・体」を高める生涯学習活動を推進するため、その指導と学習のきっかけ作りについて幅広く支援することを目的とする。
- (事務局)
第3条 当塾の事務局は伊豆の国市教育委員会事務局に設置し、生涯学習課の職員がその任にあたる。
- (組織)
第4条 当塾は次の組織により運営する。
(1) 事務局
当塾の運営日程の調整、講師と受講生の公募及び管理、講習会場の提供、講師会・代表者会・成果発表の実施、開講及び閉講、その他当塾に関する事務を行う。
(2) 講師会
すべての講師により組織する。会合により、当塾の開講に関すること及び閉講に関することを打ち合わせる。
(3) 講座
講師及び受講生により組織する。開講後の講座運営は、原則として各講座の自主運営とする。また、講座の円滑な運営のため、受講生代表者を受講生の互選により定める。
(4) 受講生代表者会
各講座の受講生代表者により組織する。会合により、当塾の成果発表に関することを打ち合わせる。
- (開講条件)
第5条 当塾の講座として開講するためには、以下の条件を満たさなければならない。
(1) 講義内容は、未経験者が対象のものとして計画すること。
(2) 講習会場は、原則として市内社会教育施設、又は文化施設とすること。
(3) 年間の講義回数が20回を超えないこと。
(4) 受講申し込み人数が5名(5組)に達すること。ただし、講師が運営上の理由により5名以上の定員を希望する場合は、別途下限を設ける。
(5) 何らかの成果発表を行うこと。
(6) 当塾規約、施設の使用規則ならびに事務局からの指示事項等を順守すること。
- (閉講条件)
第6条 以下の場合、開設した講座を閉鎖する。
(1) やむを得ない事情により、講師が講義を継続できなくなった場合。
(2) 受講生が著しく減少し、講義に支障をきたした場合。
(3) 当該講座で当塾にふさわしくない行為があったと事務局が判断した場合。
- (参加条件)
第7条 当塾に参加する者は、以下の条件を満たさなければならない。
(1) 講師
ア 市民の学習意欲に応じて自らの知識・技能を伝える熱意を持ち、当塾事業に主体的に参画すること。
イ 公の講座であることを心得、営利・政治・宗教目的の活動を行わないこと。
ウ 生涯学習の実践継続のため、閉講後の自主講座移行について努力すること。
エ 講師として受講生の模範となるよう資質向上に努めること。
オ 当塾で定める保険に加入すること。
(2) 受講生
ア 学習意欲を持ち、開講から閉講まで、当塾事業に主体的かつ継続的に参画すること、及び講座の運営に支障が出ないよう協力すること。
イ 受講する分野について未経験者であること。
ウ 伊豆の国市在住者であること。ただし、受講申込人数が定員に達しない場合は、上記の者以外でも参加することができる。
エ 当塾で定める保険に加入すること。
- (受講料)
第8条 当塾の受講料は、1人(1組)1回につき500円を上限とし、講師が受講生から徴収する。
2 受講料は、講師の講習準備費、教材費及び旅費等に充当するものとする。
3 受講料は、講座の年間講義回数分を前納する。ただし、講義回数の多い講座は実施期間を前後に分割し徴収しても差し支えない。
4 受講生の都合によって欠席又は中途退塾した場合、前納した受講料は返金しない。
5 講師の都合によって講義回数が減った場合、又は途中で閉講した場合は、講師は実施しなかった回数分に相当する受

講料を受講生に返金する。

- (その他の経費)
第9条 教材費、材料費、安全保険料その他講座の必要経費は、受講生が実費負担するものとする。(安全保険料の取り扱いについては、スポーツ安全保険の規約による。)
2 講師の都合によって講義回数が減った場合、又は途中で閉講した場合は、講師は徴収した費用のうち、その残額を受講生に返金する。
(講座の運営)
第10条 各講座の運営については、教育委員会の意向に沿い、利益の追求や受講生に不利益とならない運営をすること。上記以外のことについては、別途事務局で検討する。
(中途退会)
第11条 受講生がやむを得ない事情により当塾を中途退塾する場合は、すみやかに退塾届を事務局に提出すること。
(補足)
第12条 この規約に定めるもののほか、当塾事業に関して必要な事項は、生涯学習課が別に定める。

平成23年11月1日 伊豆の国市教育委員会制定

附 則(令和5年9月1日 一部改正)
この規約は、令和5年9月1日から施行する。

②「生涯学習きっかけ作り塾

きっかけジュニア」運営規約

※紙幅の都合上、前記規約と同内容の規約文は省略します。

- (名称)
第1条 この塾は「生涯学習きっかけ作り塾 きっかけジュニア(以下「当塾」という)」と称する。
- (目的)
第2条 当塾は、市内の乳児から未就学児までの子どもとその保護者の学習・体験活動を幅広く支援することを目的とする。
- (事務局)
第3条 (略)
- (組織)
第4条 当塾は次の組織により運営する。
(1) 事務局 (2) 講師会 (略)
(3) 講座
講師及び受講生とその保護者により組織する。開講後の講座運営は、原則として各講座の自主運営とする。
(4) 受講生保護者会
各講座の受講生保護者代表により組織する。会合により、当塾の発表会及び閉講に関することを打ち合わせる。
- (開講条件)
第5条 (略)
- (閉講条件)
第6条 (略)
- (参加条件)
第7条 当塾に参加する者は、以下の条件を満たさなければならない。
(1) 講師
ア 自らの知識・技能を活用して子どもの健全な成長に資することに熱意を持ち、当塾事業に主体的に参画すること。
イ 公の講座であることを心得、営利・政治・宗教目的の活動を行わないこと。
ウ 講師として受講生の模範となるよう資質向上に努めること。
エ 当塾で定める保険に加入すること。
(2) 受講生
ア 学習意欲を持ち、開講から閉講まで、当塾事業に継続的に参画すること、及び講座の運営に支障が出ないよう協力すること。
イ 受講についてあらかじめ保護者の承認を得ていること。
ウ 伊豆の国市在住または在園者であること。ただし、受講申込人数が定員に達しない場合は、上記の者以外でも参加することができる。
エ 当塾で定める保険に加入すること。
- (受講料)
第8条 (略)
- (その他の経費)
第9条 (略)
- (講座の運営)
第10条 (略)
- (中途退会)
第11条 (略)
- (補足)
第12条 (略)

平成29年10月5日 伊豆の国市教育委員会制定